公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年６月19日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社菊池工業　正木惠美子　茨城県取手市宮和田226―２　国土交通大臣許可（般―24）第956号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年６月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コマツハウス株式会社　木村　安男　東京都品川区東大井２―13―８　国土交通大臣許可（特―22）第4233号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年６月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年６月29日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　荏原環境プラント株式会社　藤本　哲司　東京都大田区羽田旭町11―１　国土交通大臣許可（特―23）第21698号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年６月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＴＯＨＯ株式会社　早坂　榮二　東京都台東区東上野４―24―11　国土交通大臣許可（特―23）第585号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年７月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社環境技研　古畑　大志　東京都杉並区荻窪５―23―３　国土交通大臣許可（般―22）第23783号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年７月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月２日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アイエーシー株式会社　伊藤　雅一　神奈川県相模原市相模台４―５―９　国土交通大臣許可（般―21）第20947号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業及びさく井工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年７月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社希望　後藤　龍彦　千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町２―25―21　国土交通大臣許可（般―19）第22342号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年７月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月４日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東京都市開発株式会社　沖永　耕一　東京都千代田区永田町２―17―13　国土交通大臣許可（般―23）第24124号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成24年７月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年９月 20 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年７月４日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　緑興産株式会社　辰尾　俊明　東京都中央区明石町13―18　国土交通大臣許可（般―20）第22746号